

明王台小学校 生徒指導規程

2026 年（令和 8 年）4 月
福山市立明王台小学校

～はじめに～

こども達を取り巻く社会環境が大きく変化している今日、児童の健全育成に当たっては、児童一人ひとりの規範意識や自律心を高め、社会的自立を進めていくことが重要となってきた。そのような状況の中、児童自身が規範意識を高めるとともに、自ら考え、決定し、行動する力も高める取組みを進める。児童が安全に、安心して学び、生活ができる環境づくりを推進するために、生徒指導の規準となる「明王台小学校 生徒指導規程」を作成した。「学校生活は、規律や社会的ルールを学ぶ場である」という認識に立ち、ルールやマナーの意味や大切さを児童自身が実感できるよう、この規程に基づき、学校全体としての生徒指導の充実を図る。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、本校の教育目標を達成するために制定するものである。児童一人ひとりが安全で楽しい学校生活を送るという観点から必要な事項を定めるものである。

第 2 章 学校生活に関すること

(登下校)

第 2 条 登下校は時間を守り、決められた通学路を安全に通る。

- (1) 登校は、地域の班ごとに並び、交通ルールを守って登校する。
- (2) 一旦登校した後は、忘れ物があっても取りに帰らない。
- (3) 下校後、忘れ物などがあり入校する場合は、職員室で許可を得る。用事が終わって帰宅する際は、職員室に連絡をする。

(挨拶)

第 3 条 学校内外では、友だちや先生、地域の方に、元気よく挨拶をする。

第 4 条 校長室・職員室・保健室・事務室・各教室などは、あいさつして出入りする。

(欠席・遅刻・早退)

第 5 条 欠席や遅刻、早退をする場合には、事前に保護者が学校に理由や時間などを連絡する。

(服装)

第 6 条 学校生活にふさわしい服(学習や活動に適したもの)を着る。

- (1) 名札は、左胸に安全ピンで付け、学年バッヂも付ける。
- (2) 靴は運動に適したものを履く。
- (3) 登下校中、寒い時は、防寒着(ジャンパーなど)や、手袋、マフラーなどを着用してもよい。但し、教室では、着用しない。

(持ち物)

第 7 条 持ち物には必ず名前を記入する。

第 8 条 防犯ブザーは、毎日持ってくる。

第 9 条 次の物品については不要物とし、学校内での所持については、担任等による一時預かりとする。

- (1) 携帯電話・ゲーム機・カード・音楽プレイヤー機器類
- (2) 漫画・雑誌類
- (3) 刃物類
- (4) 菓子類
- (5) その他、必要のないもの

(学校での生活)

第 10 条 『明王台小学校のきまり』(別紙)を守って生活する。

※学校生活に関する規定については、必要に応じて児童と話し合う。

第 3 章 校外生活に関すること

(校外での生活)

第 11 条 児童だけで校区外に出ない。

第 12 条 ゲーム場、ゲームコーナーへの出入りをしない。

第 13 条 人に迷惑をかけることや、危険な遊び(爆竹、BB 弾、火遊びなど)をしない。

第 14 条 お金の貸し借り、おごり合いはしない。

第 15 条 自転車は、交通ルールを守って安全に乗る。

第 16 条 自転車は公民館駐輪場にとめ、校内に乗り入れはしない。

第 17 条 長期休業中は『夏休みのくらし』や『冬休みのくらし』『春休みのくらし』(別紙)を守って生活する。

(事故)

第 18 条 校外で何らかの事故にあった場合は直ちに学校又は担任に連絡する。

第 4 章 特別な指導に関すること

(問題行動への特別な指導)

第 19 条 以下のような問題行動を起こした児童に対して、教育上必要と認められる場合は、特別な指導を行う。

- (1) 児童間のけんか、暴力・暴言、いじめ
- (2) 対教師暴力・暴言
- (3) 建造物、器物破損
- (4) 金品強要・恐喝
- (5) 甚だしい授業妨害
- (6) 窃盗・万引き
- (7) 飲酒・喫煙
- (8) その他、法令・法規に違反する行為
- (9) 本校のきまりなどに従わない行為
(指導無視及び暴言等)
- (10) その他、学校が教育上指導を必要とする
と判断した行為

(特別な指導)

第 20 条 特別な指導は、次の通りを行う。

- (1) 発達段階に応じ、自分を見つめさせ、高めさせることのできる指導を行う。
- (2) 原則、複数の教職員で指導にあたる。必要に応じて、管理職も指導に入る。
- (3) 保護者の来校を求めたり、場合によっては、関係機関と連携をとったりして、事後指導の充実に努める。
- (4) 必要に応じて、個別指導を行う。

(建造物、器物破損)

第 21 条 建造物、器物破損については、弁償すべきものは弁償とする。

(個別指導)

第 22 条 個別指導は、次の通りを行う。

- (1) 児童の思いを聞いたり、一緒に話し合ったりして、児童自らの内面を見つめさせることで、自己変革ができる場とする。
- (2) 児童が自らの行為を振り返り、よりよい充実した学校生活を送るために、今後の展望や目標を持つことのできる場とする。

※特別な事情がある場合、保護者等との話し合いをもち、適切に対応する。